

がんばろう岩手光契約約款

岩手県奥州市江刺区稲瀬 2 丁目 136

株式会社タイズ

総則

第 1 条（用語の定義）

このがんばろう岩手光契約約款（以下、「本約款」といいます。）において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

(1) 当社

株式会社タイズ

(2) 電気通信設備

電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備

(3) 電気通信サービス

電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。

(4) I P 通信網

主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）

(5) I P 通信網サービス

I P 通信網を使用して行う電気通信サービス

(6) N T T

契約者の住所又は居所を管轄する東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社

(7) 光コラボレーション事業

N T T が卸電気通信役務として電気通信事業者に対して提供する次表の範囲の I P 通信網サービスに、当該電気通信事業者が自己のサービスを付加して実施する I P 通信網サービス

(8) I P 約款

前号の卸電気通信役務を含む N T T の I P 通信網サービスの提供条件を定めた「I P 通信網サービス契約約款」

(参考) I P 約款は N T T が次のリンク先で公開しております。公開場所は将来変更される場合があります。

東日本電信電話株式会社 <https://www.ntt-east.co.jp/tariff/pdf/e08.pdf>

西日本電信電話株式会社 <https://www.ntt-west.co.jp/tariff/yakkan/pdf/w08.pdf>

(9) 本サービス

当社が提供する「がんばろう岩手光」

(10) 利用契約

当社が本サービスの提供について、本サービスを利用する者と締結する利用契約

(11) 申込者

新たに契約者となろうとする者

(12) 契約者

当社と利用契約を締結する者

- (13) 契約者回線
利用契約に基づいて、契約者が利用する電気通信回線
- (14) 本サービス取扱所
本サービスに関する業務を行う当社若しくはN T Tの事業所、又は当社の委託により本サービスに関する契約事務を行う者の事業所
- (15) 協定事業者
当社又はN T Tと相互接続協定を締結している電気通信事業者
- (16) 端末設備
電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
- (17) 回線終端装置
契約者回線の終端の場所に当社が設置する装置（端末設備を除きます。）
- (18) 自営端末設備
契約者が自ら設置する端末設備
- (19) 自営電気通信設備
電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
- (20) 技術基準
端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）
- (21) 利用料金
本サービスの態様に応じて、利用料、回線利用料、付加機能利用料、屋内配線利用料、機器利用料及び請求書等の発行に関する料金を合算したもの
- (22) 料金表
本約款の別紙料金表
- (23) 東日本エリア 東日本電信電話株式会社が卸電気通信役務を提供する区域
- (24) 西日本エリア 西日本電信電話株式会社が卸電気通信役務を提供する区域

第2条（本約款の適用）

1. 当社は、当社と利用契約を締結した契約者に対して、本約款に基づき本サービスを提供します。
2. 本サービスは、N T Tが光コラボレーション事業として当社に提供する卸電気通信役務を、当社が自らのサービスを付加して実施するものです。従って、利用契約の解釈に疑義が生じた事項又は利用規約にない事項について、当社は I P約款の卸電気通信役務の提供に係る条項に基づき解釈をすることを契約者は同意します。
3. 契約者は、前項のため、本サービスの申込及び利用にあたって、本約款の他、 I P約款の内容にも同意する必要があります。当社は、契約者が本約款及び I P約款に同意したものとみなし、本サービスを提供します。

第3条（本約款の変更）

1. 当社は、本約款を変更することがあります。この場合、当社が契約者に変更後の本約款を通知した時点から、利用契約には変更前の本約款を排除して変更後の本約款が適用されます。
2. N T Tは、 I P約款を変更することがあります。この場合、変更後の I P約款をN T Tが実施した時点から、前条第

2項の解釈の基準となるI P約款は変更後のI P約款とします。

第4条（通知方法）

1. 当社から契約者への通知の方法は、当社Webサイトへの掲示、書面又は電子メールの送付その他当社所定の方法によるものとし、当社がそれを行ったときから効力が生じます。
2. 前項の通知が書面の送達で行われる場合、当社に登録されている契約者の住所又は居所宛に通知書面を送付した時点で契約者への通知が完了したものとみなします。
3. 第1項の通知が電子メールで行われる場合、当社に登録されている契約者の電子メールアドレス宛に発信した時点で、契約者への通知が完了したものとみなします。
4. 第1項の通知が当社Webサイトへの掲載にて行われる場合、当該通知が当社Webサイト上に掲示され、契約者がアクセスすれば当該通知を閲覧することが可能となった時点で契約者への通知が完了したものとみなします。

第5条（役割分担）

1. 光コラボレーション事業における当社とNTTの役割分担は以下の通りとします。

（1）当社の役割

本サービスの販売及び注文受付、利用契約の締結、利用料金の請求及び受領、各種問合せへの対応等

（2）NTTの役割

本サービスの開通工事、故障修理等

2. 当社は、前項第1号に記載の業務をNTT又は第三者に委託することができます。
3. 当社は、光コラボレーション事業の実施に伴い必要な範囲で本サービスの利用に関する契約者の情報をNTT又は第三者との間で相互に提供し、また利用することができます。

第6条（本サービスの品目）

本サービスには、料金表に定める品目があります。

第7条（本サービスの提供区域）

1. 当社は、NTTが卸電気通信役務を提供する区域において、本サービスを提供します。
2. 当社が提供不可と判断した場合、前項の地域内であっても本サービスを提供しない場合があります。

第8条（契約の単位）

1. 当社は、契約者と契約者回線1回線ごとに1の利用契約を締結します。
2. 契約者は1の利用契約につき1人に限ります。

第9条（契約者回線の終端）

1. 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において堅固に設置できる地点に保安器、配線盤又は回線終端装置等を設置し、これを契約者回線の終端とします。
2. 前項の地点を定めるときは、契約者とNTTが協議して決定します。

第10条（利用契約の申込の方法）

1. 申込者は、利用契約の申込をするときは、契約事務を行う本サービス取扱所からの案内に従って当社所定の方法で手続きを行っていただきます。
2. 申込者は、前項の申込に際して、利用契約に係る次の各号の情報が必要となります。
 - (1) 契約者の氏名、住所又は居所、電話番号及びメールアドレス
 - (2) 本サービスの品目
 - (3) 契約者回線の終端の場所等
 - (4) その他利用契約の内容を特定するための事項

第11条（利用契約の成立）

1. 当社は、利用契約の申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
2. 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 利用契約の申込をした者がNTTのIP通信網サービス若しくは本サービスの利用料金又は工事に関する費用の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 第25条（利用停止）第1項第5号の規定に該当するとき。
 - (4) その他、当社又はNTTの業務の遂行上著しい支障があるとき。
3. 当社は、本条第2項の審査の内容について申込者に開示することはありません。
4. 第1項の承諾をもって、利用契約が成立します。

第12条（品目等の変更）

1. 契約者は、当社が別に定めるところにより本サービスの品目の変更を請求することができます。
2. 当社は、前項の請求があったときは、第11条（利用契約の成立）の規定に準じて取り扱います。

第13条（契約者回線の移転）

1. 契約者は、NTTが卸電気通信役務を提供する区域内に限り、契約者回線の移転を請求することができます。
2. 当社は、前項の請求があったときは、第11条（利用契約の成立）の規定に準じて取り扱います。

第14条（その他の契約内容の変更）

1. 契約者は、当社所定の方法に従い契約内容の変更を請求することができます。
2. 当社は、前項の請求があったときは、第11条（利用契約の成立）の規定に準じて取り扱います。

第15条（契約者の氏名等の変更の届出）

1. 契約者は、その氏名、名称、住所又は居所、電話番号及びメールアドレスに変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。
2. 前項に定める変更があったにもかかわらず当社に届出がないときは、届出を受けている氏名、住所、電話番号及びメールアドレスへの通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。
3. 第1項の届出があったときは、当社は契約者に、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあ

ります。

第 16 条 (本サービスの利用の一時中断)

当社は、契約者から請求があったときは、本サービスの利用の一時中断（本サービスに係る電気通信設備を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第 17 条 (本サービス利用権の譲渡)

契約者は、本サービスの利用権を譲渡できないものとします。

第 18 条 (NTTのIP通信網サービスからの転用)

1. NTTのIP通信網サービスのうち、NTTが別途定める契約者回線は、本サービスに転用することができるものとします。
2. 申込者が前項の転用を行うには、事前にNTTの転用承認を得た上、当社所定の方法で手続きを行っていただきます。申込者から委任された者が手続きを行う場合も同様としますが、この場合、当社は、申込者と申込者から委任された者との間で発生する一切の争議について、何らの責任を負わないものとします。
3. 前項の申込者は、次の各号に定める事項に同意するものとします。
 - (1) NTTのIP通信網サービスから本サービスへの転用が完了した場合、転用前のNTTのIP通信網サービスに再転用することはできないこと
 - (2) 本サービスからNTTを含む他の電気通信事業者の電気通信サービスへの転用はできないこと
 - (3) NTTのIP通信網サービスに適用されていたか、適用予定であった割引、特典等の各種キャンペーンに関する申込者の権利が失効すること
 - (4) 申込者が転用前にNTTのIP通信網サービスのオプションサービスを契約していた場合は、転用後も当該契約は継続されるものの、転用後に本サービスを解約した場合、NTTの提供するオプションサービスも解約となること

第 19 条 (契約者の地位の承継)

1. 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。
2. 前項の場合、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者を定め、これを届け出ていただきます。
3. 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうち1人を代表者として取り扱います。

第 20 条 (本サービス契約の解除)

1. 契約者は、本サービスの契約を解除しようとするときは、そのことを当社に所定の方法により通知していただきます。
2. 第 25 条 (利用停止) の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、尚その事実を解消しないとき、当社は本サービスの契約を解除することができるものとします。
3. 当社は、契約者が第 25 条 (利用停止) 第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂

行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず本サービスの利用を停止しないで本サービス契約を解除することができるものとします。

4. 当社は、本条第2項、第3項の規定により、利用契約を解除しようとするときは予め契約者にそのことを通知します。
5. 契約者に次に定める事由のいずれかが発生した場合、当社は利用契約を催告なく解除できるものとします。この場合、契約者は期限の利益を失い、直ちに利用契約に基づく利用料金等を当社に支払うものとします。
 - (1) 支払停止又は支払不能に陥ったとき、その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (3) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けたとき。
 - (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をしたとき。
 - (5) 料金（遅延損害金を含む）の全部又は一部の支払を遅滞し又は支払を拒否したとき。
 - (6) 本約款に違反し催告後も是正しないとき。
 - (7) 死亡、行為無能力者又は制限行為能力者となったとき。
 - (8) 当社に届け出られた契約者の情報が事実と異なるとき。
 - (9) 監督官庁から営業許可の取消・停止等の処分を受けたとき。
 - (10) 契約者若しくはその役員及び従業員に、総会屋、暴力団、暴力団員又はこれに準ずる者（以下、「反社会的勢力」といいます。）が存在するとき、若しくは名目の如何を問わず、契約者若しくはその役員及び従業員が反社会的勢力の維持・運営に関与し、又は意図して反社会的勢力と交流をもっているとき。
 - (11) その他当社が契約者に対して本サービスを提供することが不相当と判断したとき。

第 21 条（端末設備の提供）

当社は、契約者から請求があったときは、料金表に定めるところにより端末設備を提供します。

第 22 条（端末設備の移転） 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

第 23 条（端末設備の一時中断） 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第 24 条（利用中止）

1. 当社は、次の場合には本サービスの利用を中止することがあります。
 - (1) NTTの電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第 26 条（通信利用の制限等）の規定により、本サービスの利用を中止するとき。
 - (3) 当社又はNTTが設置する電気通信設備の障害、その他やむを得ない事由が生じたとき。
 - (4) その他当社又はNTTが本サービスの運用を中止することが望ましいと判断したとき。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、当社が指定するホームページ等により、その旨周知を行います。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第 25 条 (利用停止)

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、当社が定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。
 - (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過しても尚支払わないとき。
 - (2) 第 41 条 (利用に係る契約者の義務) の規定に違反したとき。
 - (3) 契約者回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、他の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
 - (4) 契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社又は N T T が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準及び端末設備等の接続の条件 (以下、「技術的条件」といいます。) に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取りはずさなかったとき。
 - (5) 契約者回線を通じて、不正アクセス行為の禁止等に関する法律 (平成 11 年法律第 128 号) 第 3 条に違反する行為 (当該契約者回線の契約者以外の者が行った行為を含みます。以下この号において「不正アクセス行為」といいます。) を行ったことが明らかとなった場合であって、当該契約者回線を通じて不正アクセス行為が継続又は反復されることにより、第三者の電気通信サービスの利用に著しい不利益をもたらすおそれがあるとき。
 - (6) 前 5 号のほか、本約款の規定に反する行為であって本サービスに関する当社の業務の遂行又は N T T の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、当社から予めその理由、利用停止する日及び期日を、契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第 26 条 (通信利用の制限等)

1. N T T は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を中止する措置を取ることがあります。
2. 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

第 27 条 (料金及び工事に関する費用)

1. 当社が提供する本サービスの料金は、利用料金及び手続きに関する料金とし、料金表に定めるところによります。2. 当社が提供する本サービスの工事に関する費用は、料金表に定めるところによります。

第 28 条 (利用料金の支払義務)

1. 契約者は、本約款に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した日 (付加機能又は端末設備についてはその提供を開始した日) から起算して、利用契約の解除があった日 (端末設備についてはその廃止があった日) までの期間 (提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1 日間とします。) について、料金表に規定する利用料金の支払いを要します。
2. 前項の期間において、利用の一時中断等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
- (2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
- (3) 契約者は、次の事由等により、相互に接続する協定事業者の電気通信設備を利用することができなくなった場合であっても、本サービスに係る利用料金の支払いを要します。
- (ア) 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止、相互接続協定の解除又は相互接続協定に係る電気通信事業者の電気通信事業の休止
- (イ) 相互に接続する協定事業者の電気通信設備の利用の一時中断、利用停止又は契約の解除その他その電気通信設備を利用する契約を締結する者に帰する事由
- (4) 前3号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
<p>1. 契約者の責めによらない理由により、その本サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄に該当する場合、3欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻から24時間以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスについての月額料金を上限とし、当社と協議の上、決定された額。</p>
<p>2. 当社の故意又は重大な過失によりその本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその本サービスについての月額料金を上限とし、当社と協議の上、決定された額。</p>
<p>3. 移転又は回線収容部の変更に伴って、本サービスを利用できなくなった期間が生じたとき。（契約者の都合により、本サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）</p>	<p>利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその本サービスについての料金を上限とし、当社と協議の上、決定された額。</p>

第29条（手続きに関する手数料の支払義務）

契約者は、本サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する手続きに関する手数料の支払いを要します。但し、その本サービスに係る工事の着手前にその契約の解除があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその手数料が支払われているときは、当社は、その手数料を返還します。

第30条（工事費の支払義務）

1. 契約者は、契約申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する工事費の支払いを要します。但し、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下、この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。
2. 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第 31 条（料金の計算方法等）

料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表に定めるところによります。

第 32 条（割増金）

契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の 2 倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

第 33 条（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過しても尚支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年 14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

第 34 条（契約者の維持責任）

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準及び技術的条件に適合するよう維持していただきます。

第 35 条（契約者の切分責任）

1. 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であって、N T T の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
2. 契約者の請求により当社が手配した係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第 36 条（修理又は復旧の順位）

契約者は、N T T が設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合であって、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第 26 条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取扱われる通信を確保するため、次表に基づき N T T が各機関との協議により定めた順位により、その電気通信設備を修理し又は復旧することに同意します。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
----	----------------

1	<p>気象機関との契約に係るもの</p> <p>水防機関との契約に係るもの</p> <p>消防機関との契約に係るもの</p> <p>警察機関（海上保安機関を含みます。）との契約に係るもの</p> <p>防衛機関との契約に係るもの</p> <p>輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの</p> <p>通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの</p> <p>電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの</p>
2	<p>ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの</p> <p>水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの</p> <p>選挙管理機関との契約に係るもの</p> <p>新聞社、放送事業者及び通信社の機関との契約に係るもの（※）</p> <p>預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの</p> <p>国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの（第1順位となるものを除きます。）</p>
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

（※）次の基準を満たす新聞社、放送事業者及び通信社に限ります。

区分	基準
新聞社	<p>次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社</p> <p>（1）政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること。</p> <p>（2）発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。</p>
放送事業者	放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号に規定する基幹放送事業者及び同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者
通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

第37条（責任の制限）

1. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
2. 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から24時間以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る月額料金等の月額料金を発生した損害の限度とし、かつ現実に発生した直接かつ通常の範囲内において、当社と協議の上決定された額に限り賠償します。また、逸失利益、データ喪失等に係る損害、特別損害（予見可能な場合も含む）については財産的損害及び非財産的損害も含め賠償しないものとします。

3. 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

第 38 条 (免責)

1. 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
2. 当社は、本約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担しません。
3. サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、当社の合理的な支配を超えた不測の事態を原因として発生した被害については、本約款の規定外の事故であることから本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社は一切の責任を負いません。（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）

第 39 条 (通信速度の非保証)

契約者は、当社の定める本サービスの通信速度は最高時のものであり、接続状況、契約者が保有する情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを了承します。本サービスの通信速度は当社が保証するものではありません。

第 40 条 (承諾の限界)

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。

第 41 条 (利用に係る契約者の義務)

1. 契約者は、次のことを守っていただきます。
 - (1) 当社が本サービス契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。但し、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のために必要があるとき又は当社が認めるときは、この限りではありません。
 - (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が利用契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (4) 当社が利用契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
2. 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

第 42 条 (契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等)

契約者からの契約者回線等及び端末設備の設置場所の提供等については、下記に定めるところによります。

- (1) 契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線等及び端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が利用契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、NTTの電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

第 43 条（法令に定める事項）

本サービスの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第 44 条（本サービスの変更又は廃止）

1. 当社は、当社又はNTTの事由等により、本サービスの全部若しくは一部を変更又は廃止することがあります。
2. 当社は、前項の規定により本サービスを変更又は廃止するときは、予め契約者に通知します。

第 45 条（支払証明書等の発行）

1. 当社は、契約者等から請求があったときは、当社が本サービスに係る債権を請求事業者に譲渡した場合を除き、本サービスおよび付帯サービスの料金その他の債務（本規約の定めにより、支払いを要することとなった料金、工事に関する費用または割増金等の料金以外の債務をいいます）が既に当社に支払われた旨の証明書（以下、「支払証明書」といいます。）を発行します。
2. 契約者等は、前項の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、別紙料金表に定める手数料および郵送料等の支払いを要します。
3. 契約者は、弊社が第 1 項の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

第 46 条（その他）

1. 当社及び契約者は、利用契約又は本約款の解釈に関して疑義が生じた場合には、両者が誠意をもって協議のうえ解決するものとします。
2. 前項の協議が整わなかった場合、利用契約又は本約款に関する訴訟については、当社本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
3. 本約款は、日本国法に準拠し、同法に従って解釈します。

附則

本約款は平成 29 年 2 月 1 日より効力を有するものとします。

以上